



大分県からの
お知らせ

＼令和8年度 制度が拡充されました！／

大分県男性の育児休業 取得促進助成金

大分県ではパパの育休取得を後押しする中小企業等事業者を応援します！

1 事業者あたり

取得者1人あたり

最大 **100** 万円

最大 **50** 万円

支給額

		令和7年度	令和8年度	
対象事業者		常時雇用する従業員が300人以下の法人又は個人事業主		
助成金額		取得者1人目 5万円 2人目以降 3万円	取得者1人目 10 万円 2人目以降 3万円	up!
加算額	同僚応援手当または 代替要員雇用加算	—	20 万円	new!
	30日以上取得加算	3万円	10 万円	up!
	小規模事業所加算	—	10 万円	new!

【令和8年度 拡充のポイント】

- 「取得者1人目」の支給額を「5万円」から「**10万円**」に増額
- 5日以上の子育休取得者と同所属の従業員に手当を支給した場合または、同所属に代替人員として新たに雇用した場合に、実支出額または**20万円**(少ない方)を加算
- 「30日以上取得加算」の支給額を「3万円」から「**10万円**」に増額
- 20人以下の事業所が申請した場合に**10万円**を加算
- 1申請あたりの最大支給額を「8万円」から「**50万円**」に増額
- 1事業主あたりの支給上限額を「20万円」から「**100万円**」に増額



詳細はホームページをご覧ください

男性の育休助成金 大分県

▶大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/oita-dannseiikukyuzyoseikinn.html>



主な支給条件

- 子が**2歳**に達するまでの間に**連続5日以上**（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、職場復帰させていること
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**に認証されていること
- おおいたイクボス宣言**を行っていること
- 育児休業を取得した男性労働者に、**育休体験記**を作成させ、社内で啓発し、実施内容を県に報告すること
- 男性の育児休業取得促進に向けた取組**を、令和6年4月1日以降新たに1つ以上実施していること

対象となる休業

- 育児・介護休業法に規定する**育児休業・産後パパ育休**
- 企業が就業規則や労働協約等により**独自に設けている、育児のための休業・休暇制度**
- × **【対象外となる休暇】** 目的が限定されていない年次有給休暇や育児目的以外の特別休暇・休業（忌引・介護・病気・子の看護休暇など）

対象期間

- 令和6年4月1日以降に育児休業を開始し、**令和8年4月1日～令和9年2月26日の間に職場復帰していること**

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

申請期限

次のうちいずれか早い時期までに申請してください。

- 職場復帰日から3か月以内
- 令和9年2月26日

※対象従業員が令和9年1月以降に育児休業から復帰する場合は、**令和8年12月25日までに**県への相談をお願いいたします。

申請方法

「大分県男性の育児休業取得促進助成金」ホームページから申請してください
電子申請はこちらから➡

申請受付期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)



申請
・
問合せ先

大分県商工観光労働部雇用労働室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
☎097-506-3327

